

概要版



第3期砥部町

子ども・子育て 支援事業計画

計画期間：令和7年度～令和11年度



子どもたちの笑顔を
みんなが支える砥部町へ



令和7年3月
砥部町

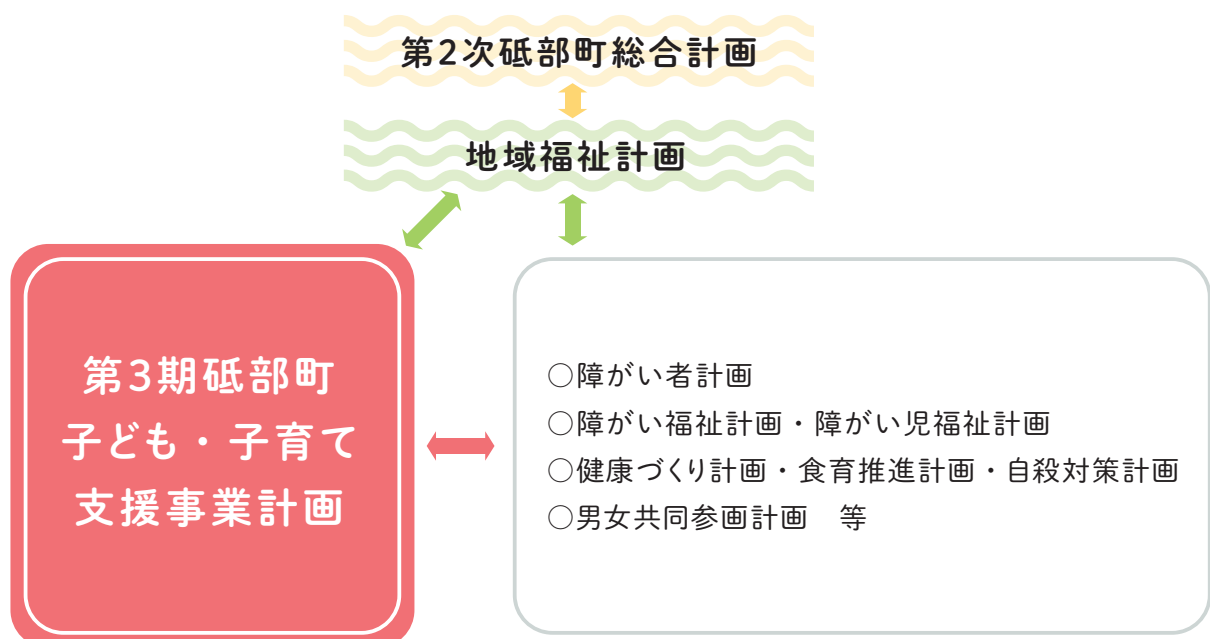


計画策定の趣旨と位置づけ

この計画は、砥部町で暮らす子どもの育ちや子育てへの支援を総合的、計画的に推進するための計画です。

- 令和2年に策定した第2期計画の期間満了に伴い、子ども・子育て支援に向けた総合的な取り組みをさらに推進するため、「第3期砥部町子ども・子育て支援事業計画」を新しく策定しました。
- これまでの取り組みや施策に加えて、令和6年度に児童福祉法や子ども・子育て支援法が改正され、子どもを育てる家庭への支援の拡充や体制強化が求められています。
- この計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、改正次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画を包含しています。
- 町の最上位計画である「砥部町第2次総合計画」とともに、福祉分野の上位計画である「地域福祉計画」や子ども・子育てに関する関連計画との整合、連携を図ります。
- この計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

■本計画と他計画との関連イメージ



人口動向からみた砥部町の現状

1 総人口と18歳未満人口の推移

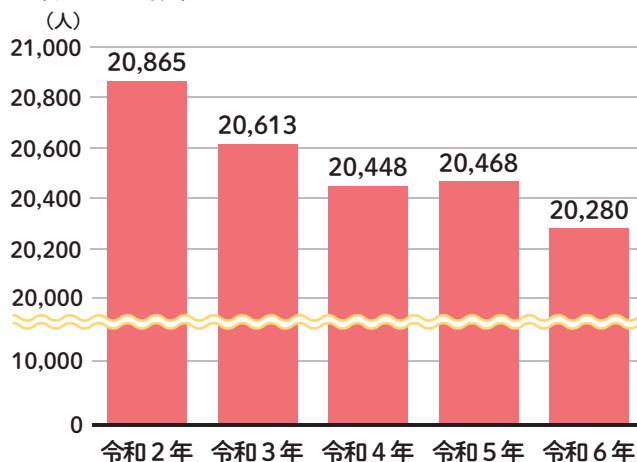
本町の総人口の推移をみると、令和4年までの減少後、令和5年に一時増加に転じましたが、令和6年では再び減少し令和6年3月末現在の総人口は20,280人となっています。

また、18歳未満の人口の推移をみると減少傾向が続き、令和6年では2,888人となっています。

令和2年から令和6年で**585人**減少しています。

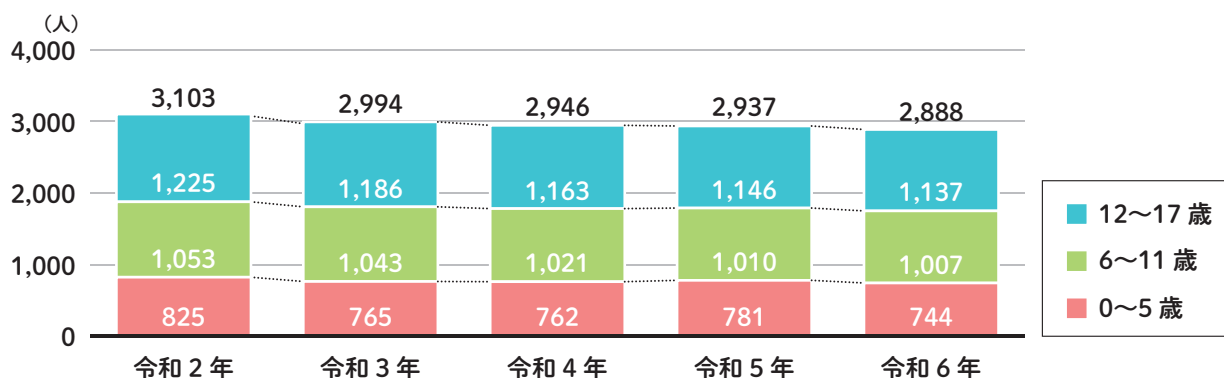
■総人口の推移

資料：住民基本台帳（各年3月末）



■18歳未満人口の推移

資料：住民基本台帳（各年3月末）

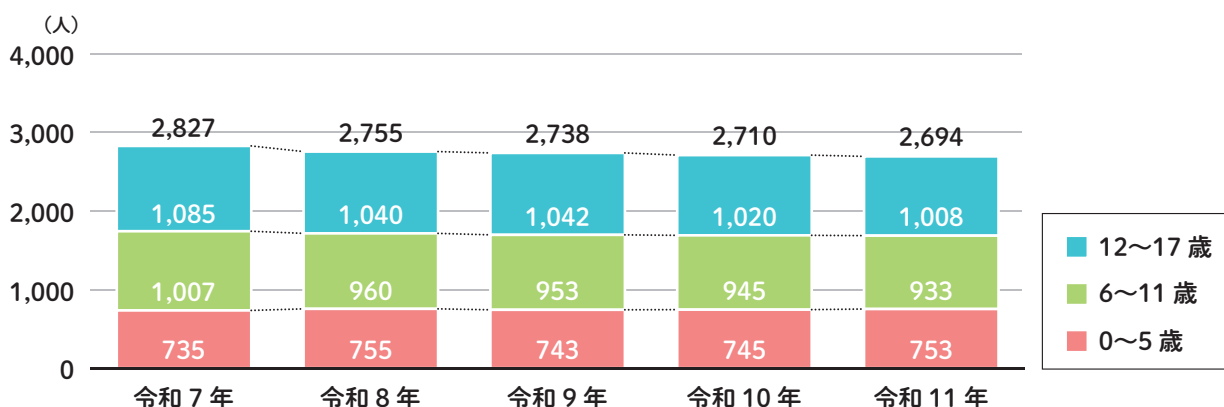


2 第3期計画期間中の18歳未満の推計人口

第3期計画期間中の18歳未満の推計人口をみると減少傾向が続き、令和11年には2,694人となることが推測されています。

■18歳未満人口の推計

資料：住民基本台帳（各年3月末）を基に推計



ニーズ調査結果からみた砥部町の現状

1 就学前児童・母親の就労状況について

就学前児童・母親の就労状況を見ると、産休・育休等を含む「働いている」割合が8割弱を占めており、前回調査と比べると7.7ポイント多く、就労している母親が増えている状況がうかがえます。

就学前児童・母親 / 単数回答 単位：％

	今回調査 (n=251)	前回調査 (n=526)
働いている	78.6	70.9
就労していない	19.9	26.6
無回答	3.1	2.5

※「働いている」は、「フルタイムで働いている」と「パートタイムで働いている」「フルタイムで働いているが、産休・育休・介護休暇取得中である」「パートタイムで働いているが、産休・育休・介護休暇取得中である」の選択肢の合計値です。

※「就労していない」は、「以前は就労していたが、現在は就労していない（専業主婦を含む）」と「以前から就労していない（専業主婦を含む）」の選択肢の合計値です。

2 地域の子育て支援事業の利用経験について

就学前児童・保護者の利用経験（これまでに利用したことがある）について「はい」の回答割合を見ると、「砥部児童館、麻生児童館」が6割強と最も多くなっています。

前回調査と比べると、「砥部児童館、麻生児童館」と「延長保育」がともに10ポイント以上多くなっています。

就学前児童・保護者の利用経験（これまでに利用したことがある）について「はい」と回答した人の割合 / 単数回答 単位：％

	今回調査 (n=251)	前回調査 (n=526)
砥部児童館・麻生児童館	61.4	41.4
すすく相談、発達相談等	37.1	41.8
つどいの広場「ぼっかぼか」「ぼっかぼかぶち」	35.9	37.8
延長保育	33.9	22.8
子育て支援センターとべっこら	30.7	
一時保育	28.3	21.7
子育て相談	25.9	19.2
砥部町立図書館おはなし会等	18.3	24.9
休日保育	10.0	2.1
恐竜くらぶ、広田の育児サークル	7.6	9.3
ファミリー・サポート・センター	7.2	8.2
病児・病後児保育	4.0	5.7
障がい児福祉サービス	3.6	2.1
養育支援訪問事業	1.2	0.8
ショートステイ	0.0	0.2

※「子育て支援センターとべっこら」は、今回調査から新しい選択肢として追加しました。

計画の基本理念と各主体の役割

基本理念

未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できるよう、子育て家庭への支援をさらに充実・強化し、子育て家庭を地域・町全体で支えていくことで、子どもたちの笑顔をみんなで支えるまちづくりを目指します。



子どもたちの笑顔を みんなが支える砥部町へ



＼地域の役割／

地域の人々も子ども・子育て支援の重要性等について関心を高め、普段から子育て家庭との関係性を深めるとともに、安心して子育てができるまちづくりに努めます。



＼子育て支援団体の役割／

行政、住民、学校や乳幼児の教育・保育提供施設と連携を深め、協働することによって、地域における子ども・子育て支援の拡充と地域とのつながりを構築する手助けに努めます。



＼保護者の役割／

子育てに第一の責任を負う保護者は、常に子どもとコミュニケーションを図り、家族のきずなや家庭でのふれあいを大切にしながら、子どもの精神的なよりどころとなるように努めていきます。



基本理念を 実現するための 各主体の役割

＼事業者・職域の役割／

保護者の労働状況が子育てに及ぼす影響の大きさを認識し、仕事と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）を考えた職場環境を整備していきます。



＼教育・保育提供施設の役割／

本計画に沿って実施される子ども・子育て支援に関する施策について十分に理解し、自らも行政や関係機関と連携して子ども・子育て支援に関する活動に取り組んでいきます。



＼町の役割／

施策の推進にあたっては、国や県その他関係機関と連携・協働した展開を図るとともに、住民等の各主体が自主的に子ども・子育て支援に取り組めるよう、必要な支援と連携の促進に努めます。



本計画で取り組むこと（施策の展開）

基本目標 1

すべての子どもたちの健やかな成長を支援する

次代を担う子どもたち一人ひとりが、健やかに成長することができるとともに、子育て家庭が安心して子育てができるよう、教育・保育ニーズに対応した適切な教育・保育の提供や安心で質の高い教育・保育環境の充実に取り組みます。

また、特別な支援が必要な子どもと家庭への取り組みに向け、関係機関との連携による児童虐待の防止や、障がい児の健全な発達・就学の支援等に取り組みます。

さらに、子どもの成長に合わせた多様な学習や体験の環境づくりをはじめ、子どもたちが安心して過ごすことができる居場所づくりや子どものこころの不安や悩みに対する支援等を進めます。



1 乳幼児期の教育・保育の向上

- 幼児教育の充実
- 認定こども園の充実
- 保育所における保育の質の向上
- 幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校の連携
- 通常保育の充実
- 延長保育（時間外保育）の充実
- 一時預かり事業

2 多様な学習や体験の環境づくり

- 乳幼児とふれあう機会の拡充
- 「就労」に対する意識啓発や職業訓練等の実施
- 性教育の推進
- 学校運営協議会

3 特別な支援を要する児童等へのきめ細かな取り組み

- 児童虐待防止ネットワークの充実
- 養育支援訪問事業
- 親子集団療育事業
- 障がい者計画及び障がい児福祉計画の推進
- 障がい児通所支援事業の実施
- 自立支援給付事業の実施
- 地域生活支援事業の実施
- 障がい児の家庭に対する経済的負担の軽減
- 自立支援医療の支給
- 発達障がいのある子どもへの支援
- 障がい児教育・保育の推進
- 子どもへの不安や悩みに対する支援

4 安全で安心な社会環境の整備

- 子どもの交通安全教育
- 小・中学校の通学安全対策
- 安全な地域公園の整備
- 子どもを取り巻く有害環境への対策
- 誰もが気軽に安心して集える居場所づくり

基本目標 2

切れ目のない支援で子育て家庭の多様なニーズに対応する

安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期からの切れ目のない母子の健康への支援をはじめ、子どもの発達や不慮の事故へのきめ細かな対応等に取り組めます。

また、令和7年3月に策定される「砥部町第3次健康づくり計画・第2次食育推進計画（及び砥部町第2次自殺対策計画）」に基づき、子どもの健康維持・増進をはじめ、おとなが健康の大切さについて学ぶ機会を提供し、親子の健やかな生活を支える保健対策の充実を図ります。

さらに、ひとり親家庭等について、それぞれの状況に応じた適切かつきめ細かな支援の充実に取り組めます。



1 母子保健事業の充実

- 母子健康手帳の交付
- 妊婦・産婦一般健康診査
- 妊婦歯科健康診査
- 乳幼児相談・健診の充実
- 乳幼児のむし歯予防
- 育児支援家庭訪問

2 親子の健康増進・食育の推進

- 運動習慣の定着・外遊びの推進
- 規則的な生活リズム（早寝早起き朝ごはん）の確立
- 肥満の予防
- 分煙環境と禁煙支援体制の整備
- 生涯を通じた食育の推進
- 薄味・だしの推進
- 野菜一皿運動の推進
- 口から食べることの推進
- 食マナーを育む
- 食で地域を活性化

3 身近な子育て支援環境の整備

- 児童福祉施設の整備
- 児童館の運営
- こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）
- ブックスタート
- つどいの広場（地域子育て支援拠点事業）
- 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の拡充
- 育児サークル・子育てサロン活動
- 病児・病後児保育
- 児童手当の支給

4 ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ひとり親家庭医療費の助成
- 就学援助
- ひとり親家庭の生活支援・自立支援
- 児童扶養手当

本町のすべての子どもが健やかに成長できるとともに、子育て家庭を支える環境づくりに向け、地域全体で子どもや子育て家庭を見守り、支えるという意識を高め、地域における子育て支援ネットワークづくりを進めます。

また、地域の教育力の向上を図り、子どもが地域の中でおとなと交流しながら学べる機会の充実に取り組みます。

さらに、女性の社会進出が急速に進んでいる中で、仕事と子育ての両立に向けた子育てしやすい社会環境づくりに取り組みます。

1 連携した子育て支援体制の充実

- 利用者支援事業
- ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）
- 子育て支援ネットワークの充実
- 子育てに関する行政サービス等の情報提供

2 ワーク・ライフ・バランスの実現

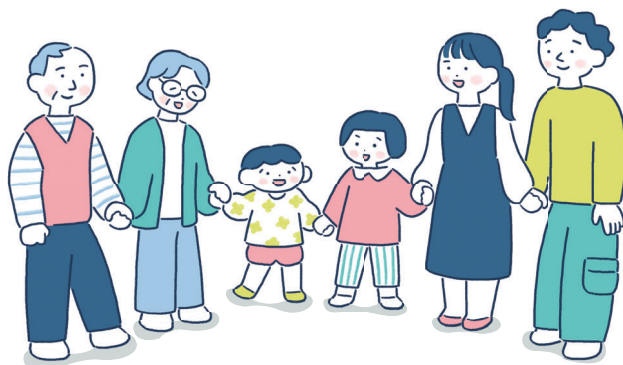
- 仕事と子育てを両立する基盤づくり
- 両立支援のための職場環境づくり

3 安心して医療が受けられる体制整備

- 小児救急医療体制の確保
- 子ども医療費の助成
- 予防接種の実施

4 地域や家庭と子どもとのつながりの確保

- 地域の教育力の向上
- 子どもの人権の尊重
- 家庭教育支援事業の実施



計画事業の量の見込みと確保方策

1 提供区域の設定と認定区分等

【 提供区域の設定 】

教育・保育の提供区域については、小学校区単位を基本として、4区域（砥部・宮内・麻生・広田）とします。また、地域子ども・子育て支援事業については、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に4区域を設定し、その他の事業は町全域を1つの区域とします。

【 教育・保育の認定区分と利用施設 】

- | | | | |
|-------------|---------------------|---|------------------------------|
| 1号認定 | 3～5歳、保育の必要性なし、教育を希望 | → | 幼稚園、認定こども園（教育利用） |
| 2号認定 | 3～5歳、保育の必要性認定、保育を希望 | → | 保育所、認定こども園（保育利用） |
| 3号認定 | 0～2歳、保育の必要性認定、保育を希望 | → | 保育所、認定こども園（保育利用）
地域型保育事業所 |

2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

■ 幼稚園・認定こども園（教育利用）における教育（町内4地区全体のみ記載）

		単位	令和7年度	令和9年度	令和11年度
1号認定（3-5歳・教育利用）	量の見込み	人	71	72	75
	確保方策	人	174	174	174
2号認定（3-5歳・教育利用）	量の見込み	人	0	0	0
	確保方策	人	39	39	39

○教育については、幼稚園1園と認定こども園3園（教育利用）において、麻生地区で待機児童が発生することが予測されていますが、町内4区域全体では今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。

■ 保育所・認定こども園（保育利用）における保育（町内4地区全体のみ記載）

		単位	令和7年度	令和9年度	令和11年度
2号認定（3-5歳・保育利用）	量の見込み	人	235	238	249
	確保方策	人	298	298	298
3号認定（2歳・保育利用）	量の見込み	人	68	74	72
	確保方策	人	81	81	81
3号認定（1歳・保育利用）	量の見込み	人	69	66	66
	確保方策	人	66	66	66
3号認定（0歳・保育利用）	量の見込み	人	19	19	18
	確保方策	人	39	39	39

○保育については、保育所3園と認定こども園3園（保育利用）において、砥部地区で待機児童が発生することが予測されていますが、教育利用の余剰枠で提供可能となっており、町内4区域全体でも今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。

3

地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

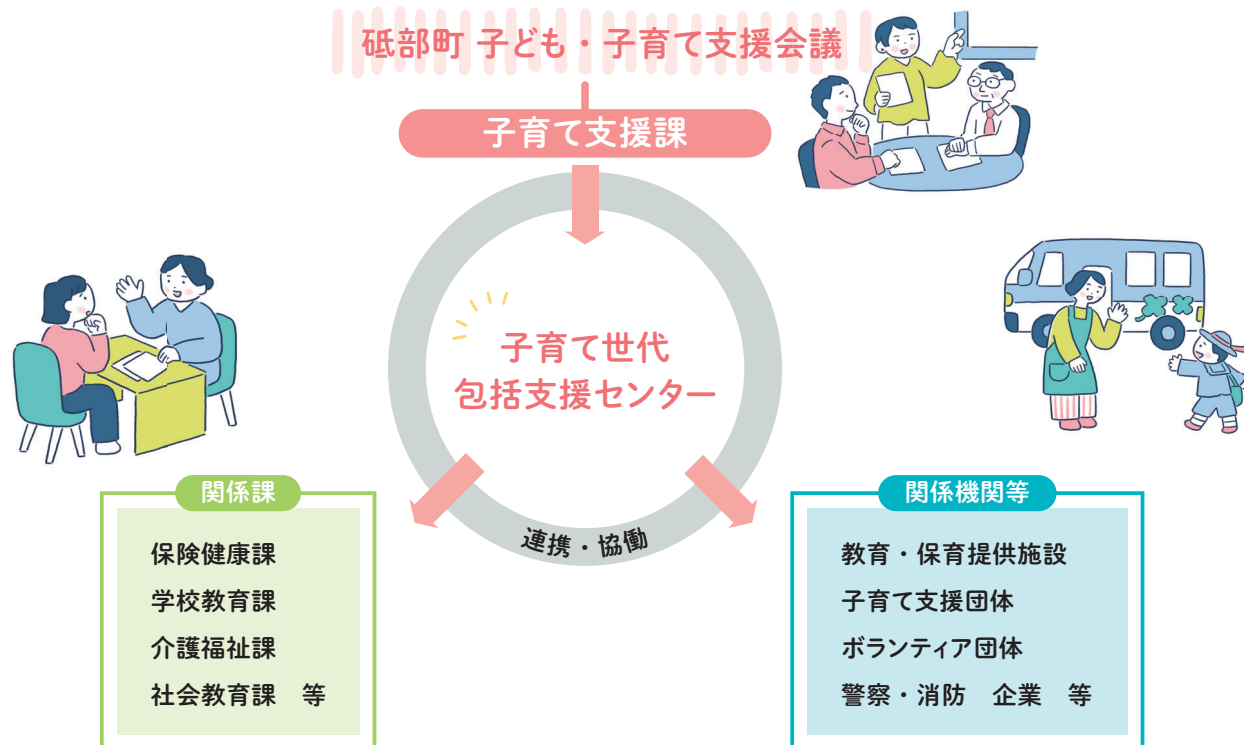
		単位	令和7年度	令和9年度	令和11年度
①時間外保育事業（延長保育）	量の見込み	人	14	14	14
	確保方策	人	14	14	14
②放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ／町内4地区全体のみ記載）	量の見込み	人	289	275	266
	確保方策	人	390	390	390
③子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ）	量の見込み	人	0	3	3
	確保方策	人	0	3	3
④地域子育て支援拠点事業	量の見込み	人回／年	355	364	353
	確保方策	人回／年	355	364	353
⑤幼稚園等の在園児（教育利用）を対象 とした一時預かり事業	量の見込み	人日／年	2,012	2,038	2,125
	確保方策	人日／年	2,012	2,038	2,125
⑥幼稚園等の在園児（教育利用）以外の 一時預かり事業	量の見込み	人日／年	1,335	1,350	1,368
	確保方策	人日／年	1,335	1,350	1,368
⑦病児・病後児保育事業	量の見込み	人日／年	89	86	86
	確保方策	人日／年	89	86	86
⑧子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	量の見込み	人日／年	89	86	86
	確保方策	人日／年	89	86	86
⑨乳児等通園支援事業【新規】 （こども誰でも通園制度）	量の見込み	人時間／月	—	1,330	1,310
	確保方策	人時間／月	—	1,330	1,310
⑩妊婦健康診査事業	量の見込み	人日／年	1,166	1,144	1,111
	確保方策	人日／年	1,166	1,144	1,111
⑪乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	人	106	104	101
	確保方策	人	106	104	101
⑫利用者支援事業	基本型	量の見込み	か所	1	1
		確保方策	か所	1	1
	こども家庭 センター型	量の見込み	か所	2	2
		確保方策	か所	2	2
⑬妊婦等包括相談支援事業【新規】	量の見込み	人回／年	318	312	303
	確保方策	人回／年	318	312	303
⑭産後ケア事業【新規】	量の見込み	人日／年	10	10	10
	確保方策	人日／年	10	10	10
⑮養育支援訪問事業	量の見込み	人	2	2	2
	確保方策	人	2	2	2

	単位	令和7年度	令和9年度	令和11年度
⑯子育て世帯訪問支援事業【新規】	量の見込み	人日/年	108	108
	確保方策	人日/年	108	108
⑰児童育成支援拠点事業【新規】	国や県の動向等をみつつ、事業の必要性について検討を行います。			
⑱親子関係形成支援事業【新規】	国や県の動向等をみつつ、事業の必要性について検討を行います。			
⑲実費徴収に係る補足給付を行う事業	国や県の動向等をみつつ、事業の必要性について検討を行います。			
⑳多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	国や県の動向等をみつつ、事業の必要性について検討を行います。			

- 本町で実施しているほとんどの事業において、今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっていますが、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、4区域別にみた場合、麻生地区では、待機児童が発生することが予測されているとともに、指導員の確保も困難となっているため、その解消方法について検討します。
- 児童福祉法と子ども・子育て支援法の改正に伴い、量の見込みとして国から示された新規6事業のうち、本町では既に実施している産後ケア事業を含めて4事業に取り組み、今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。



計画の推進体制



制度利用等のお問い合わせ先

子ども・子育てに関する制度利用や子ども・子育て支援事業計画に関するご質問等は、こちらまでお寄せください。

砥部町子育て支援課

☎ 089-962-6299

概要版

第3期砥部町 子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年3月 発行：砥部町
〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内1369番地
TEL：089（962）6299 FAX：089（962）4897
URL：<https://www.town.tobe.ehime.jp/>